

四国遍路札所寺院と徳島藩・江戸幕府 一元禄期の本末争論を通して―

松永 友和（徳島県立博物館学芸員）

**Temples along the Shikoku pilgrimage route and the governments of Tokushima and Edo
- A temple dispute during the Genroku period (1688-1704)****Tomokazu MATSUNAGA****Curator at Tokushima Prefectural Museum**

Recently, the Shikoku pilgrimage has been researched from various angles and the results of such studies have been significant, but I believe that there is room to do more comprehensive research on the temples themselves. In this paper, I will examine the relationship between the governments of Tokushima and Edo with the sacred sites along the Shikoku pilgrimage route by describing a six-year dispute between 1692 and 1698 between Temple No. 66, Unpenji and Bekkaku No. 16 Jizoin Hagiwarji as to which was the head-temple and which was the sub-temple. Although the fact that this temple dispute occurred is known, a detailed investigation of how it came about has not been made clear. Therefore, based on documents, I will show the actual nature of this argument. As well, I will show the historical significance of this dispute. In Genroku 5 (1692) Jizoin filed a lawsuit against Unpenji and submitted the case to the Tokushima government. Jizoin claimed they were the head temple and that Unpenji was their sub-temple. Unpenji opposed Jizoin's claims and said that they were not the sub-temple. Neither of them were willing to compromise and the Tokushima government could not make a decision based on the reason that it was difficult and unclear to determine the origins of old sites such as temples. The court case was then taken to the Commission of Temples and Shrines in the capital, Edo and the commission ordered both parties to come to Edo and deliberations began. Finally, a piece of work said to have written by Kobo Daishi and handed down through generations at Unpenji was entered as evidence and put a stop to the claims made by Jizoin. This example, which shows the relationship between the government authority and temples along the pilgrimage route, has several very interesting aspects. One of which is that during this dispute Unpenji strongly claimed that it was one of the main temples along the Shikoku pilgrimage route. In other words, Unpenji intended to solve this dispute by doing so. This viewpoint not only clarifies a point different from research carried out so far, but this incident can also be regarded as a rare example demonstrating the state between the government authority and the Shikoku pilgrimage temples.

はじめに

本稿は、元禄期に四国遍路札所寺院が関わった本末争論を通して、札所寺院と徳島藩・江戸幕府との関係について考察するものである。近年、四国遍路に関する研究は、多方面から取り組まれ、着実な成果を挙げている⁽¹⁾。札所寺院に関する調査研究⁽²⁾も進められつつあるが、町田哲氏が「従来四国遍路研究では、個々の霊場寺院の歴史的検討がそれほど進んでいなかったため、課題が多く残されていた⁽³⁾」と指摘するように、さらに研究を深める余地がある。

そこで本稿では、元禄5年（1692）から同11年の6年間にわたる、四国霊場66番札所雲辺寺（以下、「雲辺寺」と記す）と四国別格霊場16番札所地蔵院萩原寺（以下、「地蔵院」と記す）との間で発生した本末争論を考察の素材とする。用いる史料は、雲辺寺が所蔵する古文書「雲邊寺本末出入巻」である。同文書は、雲辺寺60代住職の義仁（1658-1739）⁽⁴⁾が本末争論の終結後に作成したものと考えられる。

なお、雲辺寺と地蔵院との関係については、胡光氏によって、「阿波国三好郡の雲辺寺は江戸時代の初期には地蔵院（萩原寺）の末寺であった。慶長20年には多数の聖教を地蔵院へ寄進するなどその関係は密で

あった。その後、寛文年間に観音寺と同じく地蔵院末からの離脱を図ったが、幕府寺社奉行の裁許を受けるのは元禄年間であった。この時の裁許状は、本紙・写とも享保20年の火災で焼失したため、その詳細は不明である⁽⁵⁾と指摘されている。つまり、時代によって両者の関係は変化しており、元禄期の争論⁽⁶⁾が一つの画期となったのである。この一件に関する史料は、地蔵院側には残されていない。しかし近年、雲辺寺側に関連史料が伝えられていることが明らかとなった。本稿は、雲辺寺所蔵の古文書「雲辺寺本末出入巻」を用いることで、まず本末争論の実態を明らかにする⁽⁷⁾。その上で、札所寺院と幕藩権力との関係について、若干の論点提示を試みる。

1 元禄期の本末争論について

(1) 地蔵院と雲辺寺の主張

元禄5年(1692)7月28日、地蔵院は雲辺寺を相手取り、徳島藩に訴訟を起こす。地蔵院の主張は、次の通りである。長文になるが、まず史料を引用したい(史料の傍線は筆者による。以下同じ)。

為言上使僧指上候覚

一貴国雲邊寺之年行寺儀者、当院之末寺ニ而御座候処、旧例を違、当春より出仕をも相止、其外不届之仕方ニ御座候故、左之通申上候事

一去春年行寺より使僧を以、巨龍山者雲邊寺之山号ニ而候間、地蔵院ニ書来候儀、自今無用之旨口上ニ申越候故、則答候者、拙僧義、去年七月上方より致入院、諸事不案内付、其砌当院之衆分中江、当寺之法式共相尋候之処、当院者雲邊寺之本坊ニ而、従先規同山号・同寺号書来候、先年真尊上人住職之節、当国観音寺之神恵院与本末出入之品、江戸寺社御奉行所江、雲邊寺者当寺之奥院ニ而、同山号之旨書上之、公事落着之御書出ニ、雲邊寺之地蔵院与被遊下置、(中略)拙僧儀、去秋より用事ニ付上方ニ罷有、当春歸寺仕候故、当六月下旬以使僧尋遣候へ者、去春使僧口上にて申越候通、当院ニ巨龍山と書候儀、向後不相止候者出仕仕間敷由、又候哉、返答申越候、此旨古証文も御座候処、先師横道之様ニ申懸り、聊对本寺緩怠之趣、乍迷惑難得止事、其許様江御苦悩之至申上候、乍恐年行寺被召寄、右之趣御吟味被仰付被下候ハ、可奉忝存候事

(一ヵ条・・・略)

一末寺共年頭出仕之儀、阿波・伊予・讃岐旧例御座候而、貴国之末寺中、毎年正月八日致出仕来候、然所年行寺之当住者、大概禅門下男を指越、正月八日二者、其許御城之礼日ニ差合候様ニ、当院之先住以来度々申断候、左様ニも御座候ハ、此方古来之礼式御座候得共、貴国之末寺中与申談、年行寺不差合日に相改申度奉存候、若又八日者年行寺差合候日ニ而無御座候ハ、旧例之通被仰付被下度奉存候、本末之礼式之儀を、禅門下男などを以相勤候段、法外之至り御座候事

一右三ヶ国之末寺中、弟子剃髪・加行護摩勤候節者、各当院へ其断を申聞候例法にて御座候、乍去年行寺儀者各別之品にて、弟子剃髪之刻者、此方江不相断様申伝候、加行護摩之節者、必其付届代々仕来り候、然所去年中、加行之者有之由伝承候迄にて、当院江者終ニ一応之断も無御座候、是又法式違犯之至ニ御座候事

一従往古毎年十月十八日、於雲邊寺一切経会之勤行有之段申伝候、近年者隔年に、土砂加持之法事執行仕候由御座候、其節者当院も案内次第、相応之飯料等為持之、度々致登山相勤候故、年行寺勝手之費も無御座候所、近年者内証ニ而致執行候哉、当院へ者不申知候段、我意至存候事

右之条々乍憚被為聞届、本末之旧例不違様被仰付被下候ハ、一山之格式相立、仏法相続与申可難有奉存候、此段偏奉頼候、以上

讃州豊田郡巨龍山地蔵院

元禄五壬申年七月廿八日

長恵

阿州徳島

井後直右衛門様

岩田彦之丞様

速水助七様

まず、地蔵院19代住職の長恵⁽⁸⁾は、雲辺寺は地蔵院の末寺であると述べた上で、雲辺寺側に不届きな行いがあるとして、徳島藩士の井後直右衛門ら3人に訴えている。井後ら3人は元禄5年当時、いずれも郡奉

行を務めていた⁽⁹⁾。郡奉行は徳島藩の役職の一つで、郡部における統治が主な職掌であった⁽¹⁰⁾。地蔵院の主張の要点は、以下の通りである。

- ①阿波国の年行寺（ここで言う「年行寺」とは雲辺寺のことを指す。もともと雲辺寺境内に存在した子院の一寺であると考えられる）は、地蔵院の末寺である。しかし、旧例を違え、当春（元禄5年春）から出仕を止めているばかりか、不届きな行いがある。
- ②当院（地蔵院）は雲辺寺の本坊である。「巨龍山雲邊寺」という山号・寺号を用いることは、かつて神恵院（四国霊場68番札所）との本末争論において、江戸幕府によって公認されている。
- ③しかし、年行寺が「巨龍山は雲辺寺の山号である」として、以後、山号使用の禁止を求め、かつ「出仕」をも停止したため、徳島藩側において吟味してほしい。
- ④地蔵院末寺の「年頭出仕」は1月8日であるが、年行寺は「禅門下男」を派遣するなど、「法外之至」である。
- ⑤これまで、加行護摩などの法会の際には必ず届出をしてきたが、昨年は報告もなく、「法式違犯之至」である。
- ⑥昔から毎年10月18日に雲辺寺において行われてきた一切経会の勤行について、近年は内々に執り行われているのか、地蔵院には何の報告もなく、「我意至」である。

地蔵院の主張において重要な点は、雲辺寺を「年行寺」と認識している点である。すなわち、地蔵院は「雲辺寺」を「一山之惣名」とし、年行寺はそのうちの一カ寺に過ぎないと捉え、さらに、「雲辺寺」の本坊が地蔵院であると主張したのである。地蔵院側では、年行寺による不届きな行いや「出仕」停止などの問題は、地蔵院と年行寺との間の本末関係が判然としていないことに起因するとして、徳島藩に「本末之旧例」を違わぬよう求めた。なお、諸法会の「出仕」には一定の出銭を伴う場合が多く、この「出仕」停止問題は、金銭上納問題を含んでいると考えられる⁽¹¹⁾。

地蔵院の訴訟を受理した徳島藩は、もし雲辺寺側に不道理なことがあれば地蔵院の主張に従うよう、雲辺寺に申し付けている。しかし、雲辺寺は地蔵院の主張に真っ向から反論する。郡奉行の岩田彦之丞に、

雲邊寺を年行寺与申越候、加様之儀も重々不埒之申懸、何分之御吟味罷成候共、雲邊寺与申者四国之札所、又者六拾六部之御経茂古来方納り来ル古跡之雲邊寺之寺号・山号を、地蔵院江心俣書せ申段、心外奉存候

と上申している。すなわち、雲辺寺を年行寺とするのは不埒であること、吟味となったとしても雲辺寺は「四国之札所」であり、または六十六部の經典⁽¹²⁾も古来より納められている古跡の雲辺寺の寺号・山号を、地蔵院が勝手に使用することは心外であると主張したのである。さらに、雲辺寺の主張は以下のように続く。

御尋ニ付申上ル覚

一讃州豊田郡萩原寺地蔵院、此度使僧を以、年行寺義者当院之末寺ニ而御座候処、旧例を違、当春方出仕を茂相止、其外不届之仕方御座候由、以紙面申上候、先以年行寺与書出シ申者、当院雲邊寺之儀ニ而御座候哉、当寺之儀者、古跡之靈地ニ而御座候、往古者寺家拾貳坊御座候へ共、因或焼失、或昔年之乱逆ニ退転仕、雲邊寺一ヶ寺迄断絶不仕候といへ共、是以衰微仕候へ共、弘法大師開基之寺、
(棟須賀忠英)
忠英様 御在世之時分御建立被仰付、殊ニ一宗ニ隠無御座、巨龍山雲邊寺与、大師真蹟之額者紛失不仕、当院 寄代之校割今以伝来仕候、当公方様方六拾六部之御経茂、兩度迄当寺奉納、然者彼是以異儀無之、旧跡を年行寺与申達候段、地蔵院新規之才覚を以掠、大師称号之雲邊寺を申候、右年行寺与申者、雲邊寺寺家拾貳坊有之時、年中行事ニ而御座候、然を唯今地蔵院才覚ニ而、雲邊寺を年行寺ニ代可申様無御座奉存候事

一寛文七年、讃州豊田郡七寶山観音寺神恵院与地蔵院、本末出入之時分、神恵院者八幡御垂跡之地ニ而、九百年余之古跡を末寺与申二付、於江戸地蔵院返答書ニ、阿波・伊予・讃岐三ヶ国之境、巨龍山雲邊寺之本坊地蔵院、此雲邊寺与申者大師以前之古跡、弘法御童形之住所也与書上申二付、済口御書出ニ、雲邊寺之地蔵院与被遊候、右訴状ニ書上申寺号を、御書出可被遊外無之候、然者是以只今証拠ニ用、当院寺号・山号蔑ニ仕置候段、雲邊寺永代之瑕瑾与存候へ者、時節悪敷拙僧住持仕合候儀者、自分不仕合訖、此段不相糺候へ而者不罷成候、慥成証拠無之候ハハ、当寺之山号被書候儀可為無用旨、申断置候、依之年礼指止居申候間、分明之子細被申聞候様ニと、対談ニ茂申断候処、相違無御座候事

(一ヵ条・・・略)

一年頭之礼儀、至拙僧代大概ハ禅門或下男を指遣、八日者御城之礼日ニ指合候与申断候由、申上候へ共、此段者従古来禅門下男指遣来り候故、去年迄左様ニ相勤申候、右之仕合ニ御座候へ者、御礼日ニ指合候与断可申遣様無御座候、私住持仕候以来、右之ため終不承候所、地藏院才覚を仕懸、企新規ニ付私方方相断申候事

一弟子剃髪之刻、地藏院へ雲邊寺儀者各別之品ニ而、不相断様ニ申越候、不限剃髪ニ加行護摩之刻茂、付届不仕来候事

一従往古毎年十月十八日ニ、於雲邊寺一切経会勤行有之段申上候、此義も前々指合申刻者、隔年ニ勤来り申候、地藏院致登山義ニ而者無御座候、案内仕候へ者、飯料等為持来申候、右相勤申節者、御国衆分中江者致廻文、尤御国他国共、僧俗飯料等為持参詣仕申故、内証ニ而致執行義ニ而無御座候事

右申上ル通相違無御座候、同山号・同寺号ハ、間々多御座候へ共、其段ハ少も構申儀ニ而無御座候、然共地藏院与当寺之儀者、隔御国候迎も境目儀、雲邊寺者地藏院之奥院なと、事新敷申出候へ者、前段ニ申上候通、当寺之威光被奪申様ニ成行候へ而者、永代之失規模ヲ申様ニ、愚僧代ニ仕置申候儀、自分之不甲斐者指置、高祖大師之照覧も迷惑仕候へ共、右之段々不相糺、地藏院ニ只今相随申儀不罷成候、然共右之存念指止申様ニ被思召候ハ、違背可仕様全以無御座候、止出入ヲ当院退寺仕方外者無御座候、以上

申ノ八月十一日

雲邊寺

岩田彦之丞様

元禄5年8月11日、雲邊寺は地藏院に対する反論を郡奉行の岩田彦之丞に上申する。要点をまとめると以下のようになる。

- ①まず「年行寺」とあるのは、雲邊寺を指しているのか。当寺（雲邊寺）は「古跡之霊地」にして「弘法大師開基之寺」である。さらに、徳島藩2代藩主蜂須賀忠英の時代に建物の建立を仰せ付けられ、「巨鼈山雲邊寺」と記された「大師御筆之額」も伝えられている。さらに、「当公方様」（江戸幕府将軍）から六十六部の經典も2度にわたり奉納されている。
- ②寛文7年（1667）の地藏院と神恵院との本末争論において、（地藏院が山号「巨鼈山」を使用することを）幕府から公認を受けたというが、それは雲邊寺の寺号・山号を蔑ろにするものである。
- ③1月8日の「年頭之礼儀」（「出仕」と記していない点に留意）については、8日が徳島城における礼日にあたるため、雲邊寺は古来より「禅門下男」を地藏院に派遣してきた。
- ④弟子剃髪に限らず、加行護摩の際も付届は行っていない。
- ⑤10月18日の雲邊寺における一切経会の勤行についても、内々に行っているわけではない。

雲邊寺は、地藏院が主張した点すべてに反論を加えている。まず、雲邊寺を「年行寺」とするのは不埒であるとし、かつ雲邊寺が四国遍路の札所寺院であると主張する。同時に、弘法大師との由緒を強調しつつ、阿波・淡路2ヵ国の領主である徳島藩蜂須賀家との関係についても言及し、地藏院の主張は不当であるとした。四国遍路との関わりで言えば、本末争論の際に雲邊寺が札所寺院であると主張した点が注目される。それは、そのように主張することによって、本末争論において有利な状況になるという認識があったことを示している。

以上のように、地藏院と雲邊寺の両者の主張は正反対のものであった。徳島藩側では「寺院古跡之由緒者吟味難成」を理由に、この本末争論の判決を下すには至らなかった。

(2) 江戸触頭四箇寺、寺社奉行への出訴と雲邊寺の主張

徳島藩から吟味が困難であるとの返答を受けた地藏院は、今度は京都の本寺にあたる大覚寺に訴える。これを受け大覚寺の坊官衆は、「少之申分ニ上々様迄御苦勞ニ罷成候段、如何存候間、何分ニも国方ニ而相済シ」と述べる。つまり、少々のもことで上様まで巻き込むのは如何なものか、国元で解決するように、との返答であった。上記の指示を受け、地藏院は再度徳島藩側に掛け合い、藩の祈願所である持明院に書状を送り、争論の解決を図ろうとした。しかし、持明院からも「了簡難成」との返答を受け、元禄10年4月上旬、再び地藏院は大覚寺に掛け合う。そこで大覚寺から、江戸に参上し新義真言宗触頭四箇寺への出訴の提案を受ける。その後、地藏院長恵は江戸に赴き、触頭四箇寺に出訴した。元禄10年6月のことである。

同年6月24日、触頭四箇寺の根生院・弥勒寺・圓福寺・真福寺は、徳島藩江戸留守居を介して雲邊寺に

江戸参府を指示する。江戸に参府した雲辺寺は、8月26日に触頭の真福寺から、地藏院の訴状に対する「返答書」の提出を求められる。雲辺寺は、「末寺と申義、曾而不存寄事ニ候」と述べ、地藏院の主張に反論する。こうして本末争論の舞台は、徳島から江戸へと移されたが、触頭四箇寺においても争論の解決には至らなかった。

元禄10年9月19日、地藏院は、今度は寺社奉行へと出訴先を変え、これまでと同様の主張を行う。地藏院の訴訟を受理した寺社奉行所は、10月9日に寺社奉行戸田忠真の役宅を訪れるよう雲辺寺に命じる⁽¹³⁾。寺社奉行の命を受けた雲辺寺は、地藏院の訴訟に対し、次の「返答書」を提出している。

乍恐返答書差上候御事

返答 阿州 雲邊寺
相手 讃州 地藏院

一阿波之國三好郡白地村巨龍山雲邊寺千手院者、弘法大師開基之地ニ而、則大師五筆之額、巨龍山雲邊寺与被遊候而、于今有之候、代々古義之寺ニ而、往古者寺領多候故、寺中拾貳坊御座候、此内四國坊与申寺有之、阿波坊を持寶院と申、讃岐坊を玉藏坊と申、伊予坊を喜藏坊と申、土佐坊を年行寺と申候、右之坊中頃々及退転、只今者寺地ヲ相殘候、然共本坊雲邊寺者無相違立来、四國邊路之札所ニ而、六拾六部之御經も此寺納り、無隠一山一寺之雲邊寺ニ而候所、地藏院年行寺与書上候儀、旧記証文有之候哉、難心得候、但土佐坊年行寺と申候へ共、是も地藏院之年行寺与申儀ニ而者無之候、若々様之儀を申紛し候哉、無心覚候御事

一慶安四年、阿淡兩州太守、雲邊寺伽藍再興被遊候時、入仏堂供養導師、^(蜂須賀綱矩)淡路守殿祈願所持明院致執行、則棟札等有之候、若地藏院末寺ニ而候ハ、地藏院導師仕らで不叶儀候、畢竟慥成本末之勢約状有之候哉、無覺束奉存候御事

(一ヵ条・・・略)

一御 公儀様江差上候書付ニも有之候而、露頭之山号与書上候、是者此方江隠し、他寺之山号を掠め、我等之威光に仕、書上候ニ而可有之候、縦ひ御 公儀様江書上候共、慥成旧記も無之候を書上候ハ、地藏院我僂与申物ニ而候、且又地藏院者、永享年中之開基与承候、雲邊寺者、延暦年中之草創ニ而、数百年之相違御座候所、同山号与申儀、難心得奉存候御事

一正月八日、地藏院諸末寺一同之出仕相止候与、申上候へ共、雲邊寺方地藏院江、八日ニ限り札相勤候段、曾以無御座候、尤隣寺故、互に年札杯者相勤申たる事も御座候御事、右之通ニ御座候処ニ、地藏院義、或末寺与申、或同山号与申、種々之儀申かけ、迷惑仕候間、偏ニ御慈悲之御吟味奉願候、此外者口上可申上候、以上

阿州三好郡白地村

元禄十丁丑年十月九日

雲邊寺

四拾歳 義仁

寺社御奉行所

御役人様

雲邊寺は寺社奉行所においても、当寺は「弘法大師開基之地」であり「大師五筆之額」には「巨龍山雲邊寺」とあること、代々古義真言宗の寺であること、「四國邊路之札所」寺院であること、地藏院は雲邊寺のことを「年行寺」とするがそれは根拠のないことなどを主張する。さらに、地藏院が永享期(1429-41)の開基であるのに対し、雲邊寺は延暦期(782-806)の草創である点も付け加えている。つまり雲邊寺は、弘法大師との由緒や四國遍路札所寺院であること、さらに寺院開基の年代を述べることで、歴史の長さや寺格の高さを主張したのである。雲邊寺側では、地藏院側が主張する「古来之通」の本末関係を捉え返し、論点を寺院の創建にまで回帰させることによって反論したのである。

(3) 寺社奉行による審議と判決

その後、寺社奉行戸田忠真宅において、雲邊寺と地藏院双方を交えての審議が行われる。史料によれば、寺社奉行宅において、以下の尋問が行われたことがわかる。

御尋、年行寺者地藏院山号を書、末寺与申懸候ニ、何トテ出訴無之哉、 答、極貧寺故、乍心外一日々々与延引仕候、 御意、古義之寺、何トテ新義四箇寺之召状ニ随ヒ候哉、 答、国元ニテ四箇寺様之義、殊ニ重キ事ト承、乍居返答仕候義、恐多奉存参府仕候、(中略) 先以雲邊寺を年行寺与申儀、大成偽ニテ

御座候、雲邊寺者四国邊路札所、殊往古六拾六部者、阿波ニテ大龍寺・雲邊寺ニ納り来り

寺社奉行は、地蔵院が「巨龍山」の山号を用い、末寺であると申し懸けているにも関わらず、なぜ雲邊寺は出訴しないのか、と尋ねる。これに対し雲邊寺は、自分の寺が「極貧寺」であるため、地蔵院の振る舞いは心外であったが、一日一日と延引してしまった、と返答する。さらに寺社奉行は、雲邊寺は古義真言宗にも関わらず、なぜ新義真言宗触頭江戸四箇寺の召状に従ったのか、と問う。雲邊寺は、国元の阿波では新義真言宗触頭江戸四箇寺は重要視されており、阿波に居ながらにして返答しては恐れ多いと思い参府した、と答える。加えて、雲邊寺を年行寺とするのは偽りであり、かつ雲邊寺が「四国邊路札所」寺院であると一貫して主張している。

翌10月10日には、寺社奉行永井直敬宅で審議が行われる。

御役人川上伊兵衛殿被仰候者、御権威を以数百人被召寄、御吟味可被仰付候、其時年行寺与申者有之間敷哉、答、数百人被召寄候共、^(地蔵) 寺人茂雲邊寺を年行寺与申者、御座有間敷候、尤蔵院方之者ハ各別、所詮地蔵院寺を雲邊寺与申敷、又某寺を雲邊寺与申敷、阿波者拙僧所住ニ御座候へ者、^(京極高成) 京極縫殿殿御家老衆中江御尋被遊候ハ、慥ニ知レ可申候

寺社奉行の役人川上伊兵衛が、権威をつかって数百人を呼び寄せ、そのとき雲邊寺を年行寺と申す者がいるか（確認してはどうか）という問いに対して、雲邊寺は、数百人を呼び寄せたとしても、一人も雲邊寺を年行寺と呼ぶ者はいない、もともと地蔵院側の者は地蔵院を雲邊寺と申すか、某寺を雲邊寺と申すかもしれない、と返答する。さらに、丸亀藩の京極高成の家老に尋ねればわかることである、と付言している。

審議はさらに続き、10月19日には次の尋問が行われる。

御役人、地蔵院申者、雲邊寺山阿波分江下り、山半腹迄ハ讃州之分領、五拾年以来阿波領分ニ成り申故、四国邊路札所之数ニも、讃岐之内ニ入申由申候、答、地蔵院申上候者皆偽ニ而御座候、先境目義、拙僧所論之筈ニ者無之候へ共、指上候古証文ニ御座候へ者、申上候五拾年者扱置、五百年以前阿波領分ニ而御座候

寺社奉行の役人は、地蔵院側が申すには、雲邊寺山は山の半腹までは讃岐国の領分であり、50年前に阿波国の領分となったことから、四国遍路の札所は讃岐国の数に入っているようである、と述べる。これに対し雲邊寺は、地蔵院が述べたことはすべて偽りである、国の境目については500年前から阿波国の領分である、と応える。

次に、審議の内容は、札所寺院に関する事柄に及ぶ。

扱又四国邊路札所讃州数ニ入申儀者、雲邊寺者伊予・讃岐之間江指出タル山也、任便宜讃州札所之数ニ属シ申候、四国霊場記道指南等ニモ、讃州札所之数属スト御座候、御役人、霊場記道指南持参候へ、答、拙僧御当地ニテ才覚罷成不申候、書林ニ可有之候条、乍慮外御取寄被遊可被下候、世上流布之書ニテ御座候、

雲邊寺が四国遍路の札所では讃岐に属していることについて、雲邊寺（雲邊寺山）が伊予国と讃岐国の間に差し出ている山であり、便宜上、讃岐の札所の数に属している、そのことは、「四国霊場記道指南」等にも記されている、と雲邊寺は寺社奉行の役人に応えている。寺社奉行の役人は、「四国霊場記道指南」を持参せよと述べるが、雲邊寺は、当地（江戸）では才覚がなく持参できないが、書林にもあり「世上流布之書」である、と返答する。すなわち、ここで言う「四国霊場記道指南」は、貞享4年（1687）に大坂の真念が刊行した「四国辺路道指南」であると考えられる。

年が改まり、元禄11年1月29日、今度は弘法大師筆の額が審議の焦点となる。寺社奉行永井直敬は、阿波国にある「大師御筆之額」の取り寄せを命じる。それを受けた雲邊寺は、弘法大師の額は「国之宝物」であるため、拙僧が勝手に取り寄せることはできない、徳島藩役人と相談した上で追って対応すると返答する。

3月6日、結局「大師御筆之額」は阿波から江戸へと運ばれることとなる。額の到着の翌日、雲邊寺は「大師御筆之額」に加え、「阿州雲邊寺伽藍并靈宝之覚」を提出する。雲邊寺は、地蔵院が提出した末寺帳は偽りであり、雲邊寺を年行寺などと申すことは不届きであるとの書付を、寺社奉行4名だけではなく側用人の柳沢吉保にも提出している。柳沢吉保は、元禄7年に評定の席に出座を許され、老中格に昇進していた。つまり雲邊寺は、当時誰に実権があるかを認識していたのである。

3月9日には、「大師御筆之額」をめぐって審議が行われる。寺社奉行側は、額は新しく見えるが削ったり

はしているか、と問う。これに対し雲辺寺は、削ったりはしていない、先住が文字に墨を入れたため新しく見える、と返答する。寺社奉行は3月11日、古筆見として高野山無量寿院・多聞院・弥勒院・心王院を呼び寄せる⁽¹⁴⁾。

(永井直敬)

伊賀守様江古筆見等被召寄、目利被仰付由、高野山無量寿院・多聞院・弥勒院・心王院被召寄、目利被仰付候処ニ、面々見及申所、大師之御真筆ニ而可有御座与奉存候与、口上書被成候由

その後、額は「大師之御真筆」との鑑定がなされ、半年にわたる本末争論は、ようやく決着を迎えることとなる。すなわち、「大師御筆之額」が決め手となり、地藏院の主張は退けられたのである。

元禄11年4月18日、寺社奉行は、地藏院と雲辺寺の双方に裁許請状（判決の承諾書）の提出を命じる。地藏院から寺社奉行に提出された請状には、「末寺の件について、雲辺寺境内の持宝院・玉蔵坊・喜蔵坊・年行寺の4ヵ寺とも末寺であったが、このうち3ヵ寺は潰れ、年行寺が相続した。現在、雲辺寺と称している寺が年行寺であり、末寺であると上申した。しかし吟味の結果、年行寺1ヵ寺のみが相続したという証拠や、末寺であるという証拠は明らかにならなかった。よって現在のところ末寺であるとは言い難い」と記されている。

一方、雲辺寺から寺社奉行に提出された請状には、「拙僧（雲辺寺）が申したように、年行寺をはじめ4ヵ寺ともに断絶し、雲辺寺の本坊のみが残された旨を上申した。吟味の結果、年行事が断絶なく相続している証拠や末寺であるという証拠は明らかにならなかった。よって現在のところ末寺であるとは言い難い」と記載されている。裁許では、寺社奉行が一方的に判決を申し渡し終了するのではなく、訴訟人と相手（原告と被告）の双方から裁許請状の提出が求められた。そうすることによって、訴訟が解決済みであるという事実を、当事者だけではなく、その周辺（触頭など）をも含め、認識させたのである。こうして、元禄期の本末争論は終息することとなる。

2 元禄期の本末争論の歴史的位置

(1) 寺院が札所であると主張する意味

元禄期における雲辺寺と地藏院との本末争論は、当該期の四国遍路札所寺院の動向や幕藩権力との関わりにおいて、いくつかの興味深い論点を含んでいる。その一つに、争論の際に雲辺寺は、弘法大師の開基であるとともに、札所寺院であると主張した点があげられる。つまり、雲辺寺は弘法大師との由緒や札所寺院であることを強調することによって、争論の解決を図ろうとした。この点は、先述したように、そのように主張することは、すなわち本末争論において有利に事が運ぶという認識が背景にあったと言える。

さらに、雲辺寺が、自身の寺が札所であることは「四国霊場記道指南」にも記されていること、その出版物は「世上流布之書」であると述べた点も注目される。ここで言う「四国霊場記道指南」は、貞享4年（1687）に真念が著した「四国辺路道指南」とみられる。「四国辺路道指南」は遍路の案内書として、貞享4年の板行以来、明治16年（1883）の約200年間で、再刻や増補などが9回行われる⁽¹⁵⁾ほど社会において流布した、いわば江戸時代における四国遍路のベストセラーである。雲辺寺は、「四国辺路道指南」を通して、札所寺院であることが社会一般において広く認識されていることを示そうとした。あわせて、徳島藩蜂須賀家との関わりについても述べ、寺格の高さを示すことによって、雲辺寺の正当性を述べたのである。

一方、本末争論の原告にあたる地藏院側の状況はどのようなものであったか。そもそも地藏院の創建については、確実な史料にめぐまれず、不明な点が多いとされる。『新修大野原町誌』によれば、「地藏院萩原寺は西讃を代表する真言宗の古刹であり、巨鼈山と号し、また中之坊とも称した。（中略）中之坊が寺務を執ったが、嘉禎3年（1237）に罹災し、そのため山上での寺務を遂行できなくなったのか、弘安3年（1280）に権律師禅智坊が山から郷坊へ移住したという。この郷坊が地藏院萩原寺のことであろう」とあり、さらに「このように当寺は、もともと山岳寺院であった雲辺寺の子院のようなもので、山上の住僧が山下の郷坊へ移り、この郷坊が雲辺寺から分離独立して地藏院萩原寺になったというのである⁽¹⁶⁾」と記されている。

その後、地藏院は政治権力との結びつきを強めていくなかで勢力拡大を図り、近世初期には多くの末寺を従えるようになる。しかし、江戸時代初期に284ヵ寺あった末寺は、元禄15年（1702）には44ヵ寺に減少する⁽¹⁷⁾。この間、末寺であった多くの寺院が、地藏院末から離脱していったのである。寛文期に地藏院末から離脱した四国霊場の観音寺（神恵院）や、元禄期に末寺からはずれた青色寺（阿波国に8ヵ寺あった駅

路寺⁽¹⁸⁾の一寺)はその一例である⁽¹⁹⁾。さらに、文政期までに、三角寺(四国霊場65番札所)など数カ寺も末寺から離れ、38カ寺が残るのみとなる。このように地蔵院側では、寛文～文政期にかけて多くの寺院が末寺から離脱するとともに、それに伴う本末争論が度々発生したものと考えられる。地蔵院にとって、元禄期における雲辺寺との本末争論は、複数発生した争論のうちの一つであったのである。

(2) 札所寺院と幕藩権力

次に、札所寺院と幕藩権力との関係について述べる。元禄5年に地蔵院が、雲辺寺を相手取り徳島藩に訴えたとき、藩側では「寺院古跡之由緒者吟味難成」と返答する。徳島藩では寺院間における古い由緒は吟味できない、という態度をとったのである。言い換えると、本末争論に不介入の立場を示したと言えるが、実際徳島藩蜂須賀家の阿波入国は天正13年(1585)であり、入国以前の事柄について確実なことはよくわからなかったというのが本音なのかも知れない。さらにこの争論は、阿波国内で完結していないという点にも留意したい。雲辺寺と地蔵院の本末争論は、国や藩領をまたぐ(阿波国徳島藩と讃岐国丸亀藩)ものであり、その点を考慮した結果、徳島藩は吟味し難いと返答した可能性がある。雲辺寺所蔵の「雲邊寺本末出入壺巻」には見られないが、徳島藩に出訴する以前、地蔵院が丸亀藩京極家に掛け合ったであろうことは十分考えられる。

徳島藩側での解決が困難であったため、結果として本末争論は江戸幕府寺社奉行に持ち込まれることとなった。寺社奉行は、地蔵院と雲辺寺の双方を呼び出した上で審議を行った。ここで注目したいのは、「大師御筆之額」を阿波から江戸まで運ばせるなど、たとえ手間や費用がかかったとしても、証拠主義の立場を基調としつつ裁許が行われた点である。また、判決にあたっては、原告・被告の双方が納得するよう、両者から裁許請状を提出させている。そうすることにより、寺社奉行(江戸幕府)は本末争論の再燃を防止したものと考えられる。なお、先述した寺社奉行と雲辺寺・地蔵院とのやり取り(審議)は、当該期における裁許について考察する上でも、興味深い事例であると言えよう。

ところで、元禄期は江戸幕府による寺院行政において、一つの画期であることが指摘されている。柚田善雄氏は、「元禄期には、幕府は各寺院の宗旨を掌握し、かつそれとかわって本末関係のあり方にも自ら積極的な関心を払い、ときには宗旨と本末の関係の不一致を咎めてその改編をも指示するなど、従来には見られなかった政策を展開している⁽²⁰⁾」と指摘する。また、元禄5年に幕府は、各宗寺院に本末帳の作成・提出を命じており⁽²¹⁾、本稿で取り上げた本末争論の発端と同年である。当時、江戸幕府は、全国から来たであろう多くの訴訟に対応したとみられる。ただし、管見の限り、四国遍路札所寺院をめぐる本末争論がこれほど詳細に判明する事例はみられず、元禄期の本末争論は、札所寺院と幕藩権力とのあり方を示す稀有な事例であると位置づけられる。

おわりに

以上、四国遍路札所寺院が関わった本末争論について、「雲邊寺本末出入壺巻」に基づき可能な限りその実態を明らかにした。さらに、寺院が札所であると主張することの意味や、札所寺院と幕藩権力との関係について若干の指摘を行った。元禄期の本末争論は、近世初期に四国霊場八十八カ所が成立し、その後社会一般において遍路が普及していくなかで発生した争論である。言い換えると、四国遍路の確立・浸透期であるからこそ発生したとも言える。これまで、四国遍路の形成や成立については一定の研究蓄積⁽²²⁾がある。現在、歴史的に変化してきた四国遍路や札所の実態についても、史料に基づいて丁寧に明らかにすることが求められている⁽²³⁾。

札所寺院と権力との関係については、これまで主に「諸藩の遍路対策・統制」という観点で研究が進められてきた⁽²⁴⁾。本稿で取り上げた本末争論は、札所寺院自体に権力が関与した事例であり、従来の研究で明らかにされてきた点とは異なる側面を有している。札所寺院のみならず、札所に設定されなかった弘法大師ゆかりの寺院などをも含め、さらに検討を深める必要がある。

(1) 四国遍路のみならず、世界各地の巡礼をも含め、組織的かつ総合的に行われている研究として、四国遍路と世界の巡礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』(法蔵館、2007年)、愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在—四国遍路と世界の巡礼—』(岩田書院、2013年)などがある。また、四国霊場開創1200年を記念して四国四県で行われた展覧会『空海の足音 四国へんろ展』によって、各地域に残された史料の調査研究が進められた点も、近年の動向として注目される。

- (2) 近年の徳島県内における顕著な調査研究成果として、『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書3 舎心山常住院 太龍寺 四国八十八箇所霊場第21番札所』・『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書5 霊鷲山宝珠院 鶴林寺 四国八十八箇所霊場第20番札所』・『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書6 母養山宝樹院 恩山寺 四国八十八箇所霊場第18番札所』・『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書7 黒巖山遍照院 大日寺 四国八十八箇所霊場第4番札所』(編集・発行 徳島県・徳島県教育委員会、2013・2014・2015・2016年)がある。
- (3) 町田哲「五番札所地藏寺と四国遍路一札所寺院の文化財基礎調査から見たこと一」(鳴門教育大学戦略的教育研究開発室編『遍路文化を活かした地域人間力の育成』、鳴門教育大学、2010年、97頁)。また、町田哲「近世の札所寺院の存立基盤―五番札所地藏寺を事例として―」(徳島県立博物館編『空海の足音 四国へんろ展 [徳島編]』、四国へんろ展徳島実行委員会、2014年)も参照のこと。
- (4) 雲辺寺の歴代住職については、藤野真宥・田中省造編『雲辺寺古文書』(発行者・瀧川利昭、1990年)参照。
- (5) 新修大野原町誌編さん委員会編『新修大野原町誌』(大野原町、2005年)352-353頁、胡光氏執筆分。
- (6) 本末争論の概要は、三好郡役所編『三好郡志』(名著出版、1972年、初版は1924年)でも紹介されているが、史料の出典や注記はみられず、例えば「大体勝ちを雲邊寺のやうである」と記されるように、争論の勝ち負けに記述の重点が置かれている。
- (7) 雲辺寺所蔵「雲邊寺本末出入巻」については、拙稿「四国遍路札所寺院の本末争論関係資料について―雲辺寺所蔵文書の紹介と翻刻―」(『徳島県立博物館研究報告』26号、2016年)で翻刻し、解題を付した。ただし、「資料紹介」という性格上、踏み込んだ検討はできていない。本稿では、拙稿を踏まえた上で分析を加え、できるだけ重複をさけるよう叙述した。しかし、論を進めるにあたり、一部重複があることをあらかじめ断っておく。
- (8) 前掲註(5)新修大野原町誌編さん委員会編『新修大野原町誌』350頁。
- (9) 徳島大学附属図書館が公開している「蜂須賀家臣団家譜史料データベース」を閲覧の上、確認をした。
(<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>)
- (10) 高田豊輝『阿波近世用語辞典』(高田豊輝、2001年)参照。雲辺寺は、札所では讃岐に属するが、阿波国三好郡に所在するため、地藏院は徳島藩の郡奉行に訴えたものと考えられる。
- (11) 坂本正仁「新義真言宗における本末関係の特色」(智山勧学会編『近世の仏教―新義真言を中心として―』、青史出版、2011年)参照。
- (12) 六十六部廻国巡礼者が、日本の各国ごとに一カ所ずつ奉納した法華經のことを指す。巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』(岩田書院、2003年)参照。
- (13) 寺社奉行の役宅に雲辺寺が呼ばれたのは、寺社奉行には共用の奉行所が存在せず、訴訟などの裁許では奉行の江戸藩邸が利用されたためである。小沢文子「寺社奉行考」(児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』、吉川弘文館、1983年)参照。
- (14) 高野山無量寿院は、大正13年(1924)に宝性院と合併し、寺号を宝寿院としている。多聞院・弥勒院は、現在も同名で存在する。心王院は、谷上院谷の成就院の南にあった寺院であるとされる。
- (15) 新居正甫「真念「四国遍路道志るべ」の変遷 書誌研究 その一」(本上や(新居正甫)、2014年)参照。
- (16) 前掲註(5)新修大野原町誌編さん委員会編『新修大野原町誌』250頁、斎藤茂・上野進氏執筆分。
- (17) 前掲註(5)新修大野原町誌編さん委員会編『新修大野原町誌』349頁、胡光氏執筆分。
- (18) 駅路寺についての近年の成果として、衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」(『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』16号、2009年)がある。
- (19) 前掲註(5)新修大野原町誌編さん委員会編『新修大野原町誌』350-352頁、胡光氏執筆分。
- (20) 杉田善雄「近世前期の寺院行政」(『日本史研究』223号、1981年、のち『幕藩権力と寺院・門跡』、思文閣出版、2003年に所収)。
- (21) 圭室文雄『日本仏教史 近世』(吉川弘文館、1987年)323頁。
- (22) 内田九州男「四国八十八ヶ所の成立時期」(前掲註(1)四国遍路と世界の巡礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』所収)、武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、2012年)、胡光「四国八十八ヶ所霊場成立試論」(前掲註(1)愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』所収)、長谷川賢二「弘法大師信仰・巡り・霊場ネットワーク―四国遍路の歴史をめぐって―」(前掲註(3)徳島県立博物館編『空海の足音 四国へんろ展 [徳島編]』所収)等。
- (23) 前掲註(3)町田哲「近世の札所寺院の存立基盤」。
- (24) 三好昭一郎「四国遍路研究序説―遍路の民衆化と諸藩の遍路政策―」(『史窓』10号、1980年)、井馬学「徳島藩の遍路対策と村落の対応」(『鳴門史学』19号、2005年)、内田九州男「近世における四国諸藩の遍路統制」(「四国遍路と世界の巡礼」研究会編『第1回四国地域史研究大会―四国遍路研究前進のために―公開シンポジウム・研究集会報告書』、2009年)。

【付記】史料の使用にあたり、雲辺寺副住職の瀧川祐胤氏には、ご理解・ご協力を賜りました。本稿作成では、長谷川賢二氏(徳島県立博物館)に大変お世話になりました。記して厚く御礼申し上げます。